

社会福祉法人やまびこの会 評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまびこの会（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員及び役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費等）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 常勤、非常勤を問わず、役員としての報酬は日額とし、評議員会及び理事会への出席の都度、次のとおり支給する。

- (1) 理事の報酬は別表2に基づき支給する。
- (2) 監事の報酬は別表3に基づき支給する。

3 役員への報酬の年総額は、理事38万円、監事15万円を超えないものとする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各項に規定する報酬、費用等の支払の際には、法定所得税（3,063%）を預かるものとする。また、支払いはその都度、現金にて支払うものとする。評議員及び役員は、受け取りのサインをし、領収とする。

2 職員と兼務する役員の支払いについては、職員給与と合算し支給する。支給する方法については給与規程に定める通りとする。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員、役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

本規程は、令和元年6月16日

令和元年度定時評議員会開催日より施行する。

● 別表1 評議員の報酬

職務内容	報酬日額（1人当たり）
評議員会等への出席	10,316 円
上記のほか、法人、施設業務のための出勤	

● 別表2 理事としての報酬

職務内容	報酬日額（1人当たり）
理事会等への出席	10,316 円
上記のほか、法人、施設業務のための出勤	

● 別表3 監事の報酬

職務内容	報酬日額（1人当たり）
理事会、監事監査、評議員会等への出席	10,316 円
上記のほか、法人、施設業務のための出勤	